

【新旧対照表】 JR ホテルメンバーズ会員規約の改定箇所

改定前	改定後
<p>第4条（ご入会方法）</p> <p>1.ご入会は下記の方法にてお申し込みください。</p> <p>(1)所定の用紙に必要事項を記入のうえ対象施設（一部を除く）へお申込みいただく</p> <p>(2)公式 HP 上で必要事項をご登録いただく</p> <p>(3)その他当会員組織が指定する方法にてお申込みいただく</p> <p>2.会員は、当会員組織が指定する IC カード等を会員証（以下「IC 会員証」といいます）として登録できます。</p> <p>3.前項の当会員組織が指定する IC カード等でご登録されない会員には、会員 1 名に対して 1 枚、非 IC 会員証を発行いたします。（IC 会員証および非 IC 会員証の総称を以下「会員証」といいます。）会員は非 IC 会員証受領後、ただちに非 IC 会員証裏面の署名欄に自署するものとします。</p> <p>4.IC 会員証の登録もしくは非 IC 会員証受領後の次回ご利用分より対象施設の各種サービスをお受けいただけます。なお、公式 HP 上でご登録をいただいた場合は、会員専用プランをご利用いただくことが可能となります。</p> <p>5.お申込みに際して、ご本人様であることが確認できる書類（以下「ご本人様確認書類」といいます）を提示いただく場合があります。</p> <p>6.お申し込みは、ご本人様のみができるものとし、ご本人様以外が代理で申し込むことはできません。</p>	<p>第4条（ご入会方法）</p> <p>1.ご入会は下記の方法にてお申し込みください。</p> <p>(1)公式 HP <u>上または JR ホテルメンバーズ公式アプリ（以下「公式アプリ」といいます。）</u>で必要事項をご登録いただく</p> <p>(2)その他当会員組織が指定する方法にてお申込みいただく</p> <p>2.会員は、当会員組織が指定する IC カード等を、<u>前項に定めるお申込みの後に対象施設へお申し出いただくことで、</u>会員証（以下「IC 会員証」といいます。）として登録できます。</p> <p>3.<u>IC 会員証の登録に際して、ご本人様であることが確認できる書類（以下「ご本人様確認書類」といいます。）</u>を提示いただく場合があります。</p> <p>4.お申し込みは、ご本人様のみができるものとし、ご本人様以外が代理で申し込むことはできません。</p>
<p>第7条（会員の権利）</p> <p>1.会員証の利用は会員ご本人様のみ認め、第8条および第10条に定める特典等、会員として</p>	<p>第7条（会員の権利）</p> <p>1.会員証の利用は会員ご本人様のみ認め、第8条および第10条に定める特典等、会員として</p>

<p>の一切の権利を第三者に譲渡、貸与等することはできません。</p> <p>2.裏面にご署名のない非 IC 会員証は無効とし、一切の特典を受けることができません。</p> <p>3.会員登録はお 1 人様 1 回（1 登録）とします。会員が複数の会員証をお持ちの場合は、速やかに対象施設に申告の上、いずれか 1 枚の会員証のみを保有し、その他の会員証が非 IC 会員証の場合は対象施設に返却するものとし、その他の会員証が IC 会員証の場合は、会員証としての登録を解除します。</p>	<p>の一切の権利を第三者に譲渡、貸与等することはできません。</p> <p>2.<u>2026 年 6 月以前に発行された非 IC 会員証</u>で裏面に署名のないものは無効とし、一切の特典を受けることができません。</p> <p>3. 会員登録はお 1 人様 1 回（1 登録）とします。会員が複数の会員証をお持ちの場合は、速やかに対象施設に申告の上、いずれか 1 枚の会員証のみを保有し、その他の会員証が非 IC 会員証の場合は対象施設に返却するものとし、その他の会員証が IC 会員証の場合は、会員証としての登録を解除します。</p>
<p>第 19 条（非 IC 会員証の紛失・盗難・破損の対応）</p> <p>1.会員が非 IC 会員証を紛失・盗難・破損した場合は、速やかに対象施設にお申し出ください。</p> <p>2.前項の場合、会員は<u>非 IC</u> 会員証の再発行を申請することができ、会員情報が確認できた場合には保有ポイントを継続して利用することができます。その際、ご本人様確認書類を提示いただく場合があります。</p> <p>3.前項の申請は、対象施設で会員ご本人様が直接行わなければなりません。</p> <p>4.前項までの記載事項に関わらず、非 IC 会員証の紛失・盗難・破損の際に生じた被害について、当会員組織および対象施設は一切責任を負いません。</p>	<p>第 19 条（非 IC 会員証の紛失・盗難・破損の対応）</p> <p>1.会員が非 IC 会員証を紛失・盗難・破損した場合は、速やかに対象施設にお申し出ください。</p> <p>2.前項の場合、会員は会員証の再発行を申請することができ、会員情報が確認できた場合には保有ポイントを継続して利用することができます。その際、ご本人様確認書類を提示いただく場合があります。</p> <p>3.前項の申請は、対象施設で会員ご本人様が直接行わなければなりません。</p> <p>4.前項までの記載事項に関わらず、非 IC 会員証の紛失・盗難・破損の際に生じた被害について、当会員組織および対象施設は一切責任を負いません。</p>